

下久保ダム堤体コンクリート健全度調査検討業務 業務説明書

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

本業務は、下久保ダム堤体のコンクリート表面の状態をデジタル画像撮影し、その画像からダム下流面のひび割れ等の変状を示す展開図作成及びコンクリート変状調査を実施するとともに、過去の調査結果と比較し、コンクリートの変状の進行の程度について整理・評価するものである。

(2) 業務内容

- ・計画準備
- ・現地踏査
- ・ひび割れ等画像調査
- ・ひび割れ等コンクリート変状調査検討
- ・報告書等作成

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

【評価テーマ】ダム堤体コンクリート表面の変状調査から健全度を整理・評価するにあたって留意すべき事項

(3) 業務の打合せは全3回とする。

(4) 本業務における「主たる部分」は設計業務等共通仕様書第1章第28節第1項に示すとおりとする。ただし、設計業務等共通仕様書第1章第28節第2項に規定する「軽微な部分」を除く。また、本業務における「軽微な部分」は設計業務等共通仕様書第1章第28節第2項に規定する部分の他、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力とする。

(5) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(6) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・業務報告書 2部（電子媒体2部、紙ファイル1部）

(7) 履行期間

履行期間は以下のとおり予定している。

令和7年3月中旬 ～ 令和7年9月中旬

(8) その他

- ① 本業務の契約書(案)及び特記仕様書（案）は別添のとおりである。

- ① 担当事務所

〒378-0051 群馬県沼田市上原町 1682 番地

独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所 総務課 藤井

電話 0278-24-5711 F A X 0278-22-7565

本件に係る問い合わせは、9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時から13時までを除く）まで。

2. 提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 技術提案書の提出者

① 基本的要件

- 1) 以下の各号に該当しない者であること。

- (A) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

- (B) 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した業務の請負契約において、本公示の日から過去2年以内に次のいずれかに該当する事実があると認められる者

- a) 契約の履行にあたり、故意に業務を粗雑にした事実

- b) 公正な競争の執行を妨げた事実又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実

- c) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実

- d) 監督又は検査の実施にあたり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - e) 正当な理由なくして契約を履行しなかった事実
 - f) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - g) a)から f)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
- (C) 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- (D) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始がなされ、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る機構の認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (E) 参加表明書及び技術提案書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (F) 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (G) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 2) 機構における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。ただし、本公示時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、参加表明書及び参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、技術提案書の提出期限において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- なお、参加資格の認定を受けていない者の参加方法については、「入札参加条件等について」を参照すること。
- 3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- 4) 事業協同組合等として参加表明書等を提出した場合、その構成員は、単体として参加表明書等を提出することはできない。
- 5) 参加表明書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域内において指名停止を受けていないこと。
- ② 機構が発注した業務のうち、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された業務の実績がある場合においては、「設計業務」に係る測量等業務成績評定表の評定点の年平均が2年連続で60点未満でないこと。
- ③ 参加表明書等を提出しようとする者の間に、次に示すいずれの関係にも該当しないこと。
- なお、いずれかの関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではない。
- 1) 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）。
- (A) 親会社と子会社の関係
 - (B) 親会社を同じくする子会社同士の関係
- 2) 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）。
- (A) 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (ロ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d) 組合の理事
- e) その他業務を執行する者であつて、a)からd)までに掲げる者に準ずる者
- (B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係
- (C) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている関係
- 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係
- 上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係
- ④ 下記の条件を満たす同種業務又は類似業務の履行実績を有していること。なお、実績については2)から4)に示す条件等によるものとする。
- 1) 平成26年4月1日から本業務における参加表明書等の提出期限までに元請けとして完成・引渡し完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種業務又は類似業務の履行実績を有していること。
- (注) 以下、同種業務又は類似業務の履行実績、経験において同じ。
- 注1「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に定める特殊法人等に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団のことを指す。
- 注2「地方公共団体」とは、「地方自治法」第1条の3に定める地方公共団体のことを指す。
- 注3「地方公社等」とは、「地方道路公社法」に基づく道路公社、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき都道府県が設置した土地開発公社、「地方住宅供給公社法」に基づき都道府県が設置した住宅供給公社のことを指す。
- 注4「公益法人」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく特例民法法人のことを指す。
- 注5「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社のことを指す。
- 2) 同種業務又は類似業務の履行実績は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の測量調査設計業務実績情報サービス（以下「TECRIS」という。）に登録されている業務から選定すること。
- 3) 同種業務又は類似業務の発注者から企業に対し通知された測量等業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は同種業務又は類似業務の履行実績として認めない。
- 4) 測量等業務成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種業務又は類似業務の履行実績とする場合は、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって60点とみなす。

【同種業務又は類似業務として認める業務実績の要件】

- ・同種業務：ダム堤体コンクリート表面の変状調査を行った業務
- ・類似業務：コンクリート構造物の表面の変状調査を行った業務

(2) 予定技術者

外国資格を有する技術者（わが国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は RCCM 相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政

策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明を提出することができるが、この場合、参加表明書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

選定通知の日は令和7年1月10日（金）を予定する。

① 配置予定技術者

管理技術者（以下「配置予定技術者」という。）については、下記の1)、3)、4)に示す条件を満たすものであり、2)の実績を有するものであることとする。

1) 次のいずれかの資格を有している者

(A) 次に掲げる部門の技術士又は当該者となる資格を有する者

【総合技術監理部門】

建設：「河川、砂防及び海岸・海洋」、「鋼構造及びコンクリート」、
「電力土木」又は「道路」

農業：農業農村工学

森林：森林土木

【建設部門】：「河川、砂防及び海岸・海洋」、「鋼構造及びコンクリート」、
「電力土木」又は「道路」

【農業部門】：「農業農村工学」

【森林部門】：「森林土木」

(B) 公益社団法人土木学会が認定した次に掲げる資格分野の特別上級土木技術者、上級土木技術者若しくは1級土木技術者又は当該者となる資格を有する者

【特別上級土木技術者】：「鋼・コンクリート」、「流域・都市」、「交通」、
「調査・計画」、「メンテナンス」、「防災」又は「総合」

【上級土木技術者】：「鋼・コンクリート」、「流域・都市」、「河川・流域」、
「交通」、「調査・計画」、「メンテナンス」、「橋梁」、
「調査・測量」又は「防災」

【1級土木技術者】：「鋼・コンクリート」、「流域・都市」、「河川・流域」、
「交通」、「調査・計画」、「メンテナンス」、「橋梁」、
「調査・測量」又は「防災」

(C) 次に掲げる部門のRCCM（シビルコンサルティングマネージャ）又は当該者となる資格を有する者

【RCCM】：「河川、砂防及び海岸・海洋」、「鋼構造及びコンクリート」、
「電力土木」、「道路」、「農業土木」又は「森林土木」

(D) コンクリート診断士

(E) 受注者又は発注者として同種業務又は類似業務をマネジメントした実務経験を有する者

2) 平成26年4月1日から本業務における参加表明書等の提出期限までに、元請けとして完成・引渡し完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種業務又は類似業務において、次のいずれかを有していること。

・受注者として、管理（主任）技術者又は担当者としての経験

・発注者として、統括調査員、主任調査員又は調査員としての経験

なお、以下の(A)から(C)の条件等によるものとする。また、同種業務又は類似業務の経験は、可能な限りTECRISに登録されている業務から選定すること。

(A) 同種業務又は類似業務の発注者から企業に対して通知された測量等業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は同種業務又は類似業務の経験として認めない。

(B) 測量等業務成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種業務又は類似業務の経験とする場合は、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2 関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって60点とみなす。

(C) 転職等により、同種業務又は類似業務の経験として、測量等業務成績評定の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な場合にあつては、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式 2 関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写しをもって 60 点とみなす。

- 3) 配置予定技術者は、業務開始時点において自らと雇用関係にある者であること。
- 4) 令和 6 年 12 月 11 日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が 5 億円未満かつ 10 件未満である者。ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務及び特定後未契約のものを含む）が 5 億円未満かつ 10 件未満である者。手持ち業務とは、管理（主任）技術者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務をいう。

なお、令和 6 年 12 月 11 日現在での手持ち業務のうち、機構の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を 5 億円から 2.5 億円に、件数を 10 件から 5 件にするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で 5 億円、件数で 10 件（令和 6 年 12 月 11 日現在での手持ち業務に、機構所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で 2.5 億円、件数で 5 件）未満となるようにすることとし、これを超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。そのうえで業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の (A) から (D) までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (A) 当該管理技術者と同等の同種業務又は類似業務実績を有する者
- (B) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- (C) 当該管理技術者と同等以上の業務成績評定を有する者
- (D) 手持ち業務量が本業務の説明書で設定している配置予定技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明書の評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。

【①企業の評価】

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
企業の経験及び能力	資格要件	(様式－6) 下記の順位で評価する。 ① 建設コンサルタント登録規程の「河川、砂防及び海岸・海洋部門」、「鋼構造及びコンクリート部門」、「電力土木部門」、「道路部門」、「農業土木部門」、又は「森林土木部門」のいずれかの部門の登録を受けている者。 ② ①以外	① 5 ② 選定しない
	専門技術力	(様式－5) 平成 26 年 4 月 1 日から本業務の参加表明書等提出期限までに完了した同種業務又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①②以外 記載業務は 1 件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 枚以内に記載する。	① 1 0 ② 6 ③ 選定しない
		令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までに完了した業務のうち、機構発注業務の「設計業務」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 79 点以上 ② 76 点以上 79 点未満 ③ 73 点以上 76 点未満 ④ 70 点以上 73 点未満 ⑤ 60 点以上 70 点未満 ⑥ 60 点未満 なお、成績評定を受けた機構の業務実績がない場合には加点しない。	① 2 0 ② 1 6 ③ 1 2 ④ 8 ⑤ 4 ⑥ 選定しない
		成果の確実性（優良表彰） (様式－8) 機構発注の「土木関係建設コンサルタント業務」について、令和 3 年度から令和 6 年度までの優良業務表彰の実績を下記の順位で評価する。 ① 理事長表彰の実績あり ② 支社長等表彰の実績あり ③ 事業所長表彰の実績あり なお、表彰実績がない場合は加点しない。	① 1 5 ② 9 ③ 3
	事故及び不誠実な行為	機構の理事長から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けた日から 1 年間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ① 文書注意又は修補請求 ② 口頭注意 評価基準日は、「参加表明書等の提出期限日」とする。	①－1 0 ②－5
小計（事故及び不誠実な行為を除く）			5 0

【②配置予定技術者の評価】

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等 (様式－２) 下記の順位で評価する。 ① 技術士 ② 土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）、 R C C M、コンクリート診断士 ③ 受注者又は発注者として同種業務又は類似業務をマネジメントした実務経験	① ５ ② ３ ③ ０
	専門技術力	業務執行技術力 (業務実績) (様式－２、３) 平成 26 年 4 月 1 日から本業務の参加表明書等提出期限までに完了した同種業務又は類似業務について、下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績、同種業務をマネジメントした実務経験 ② 類似業務の実績、類似業務をマネジメントした実務経験 ③ ①②以外は選定しない 記載業務は 1 件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 枚以内に記載する。	① 1 0 ② 6 ③ 選定しない
		業務執行技術力 (業務実績) 令和 2 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までに完了した業務のうち、機構発注業務の「設計業務」の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 79 点以上 ② 76 点以上 79 点未満 ③ 73 点以上 76 点未満 ④ 70 点以上 73 点未満 ⑤ 60 点以上 70 点未満 ⑥ 60 点未満 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。なお、成績評定を受けた機構発注業務の実績がない場合には加算しない。	① 2 0 ② 1 6 ③ 1 2 ④ 8 ⑤ 4 ⑥ 選定しない
		業務執行技術力 (優良表彰) (様式－２) 機構発注の「土木関係建設コンサルタント業務」について、令和 3 年度から令和 6 年度までの優秀技術者表彰の実績について、下記の順位で評価する。 ① 理事長表彰の実績あり ② 支社長等表彰の実績あり ③ 事業所長表彰の実績あり	① 1 5 ② 9 ③ 3
	手持ち業務	(様式－２) 手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が 5 億円以上又は件数が 10 件以上の場合、又は本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が、5 億円以上又は件数が 10 件以上は選定しない。 なお、手持ち業務量のうち機構の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を 5 億円から 2.5 億円に、件数を 10 件から 5 件にするものとする。	数値化しない
	小計		

【③業務実施体制】

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	(様式－４、７) 業務の分担について記載する。 なお、下記の項目に該当する場合には選定しない。 ① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。	数値化しない
合計			１００

4. 参加表明書等の留意事項

(1) 関連資料

- ① 同種業務又は類似業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。
ただし、当該業務が、TECRIS に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。
- ② 優良業務表彰の実績が記載されている資料の写しを提出すること。
- ③ 配置予定技術者の平成 26 年 4 月 1 日から本業務の参加表明書等の提出期限までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績が有る場合は、成績評定点を確認出来る書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を添付すること（照査技術者として従事した業務を除く）。
- ④ 配置予定技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和 6 年 12 月 26 日（木）17 時 00 分

提出場所：〒378-0051 群馬県沼田市上原町 1682 番地

独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所 総務課 藤井

電話 0278-24-5711 F A X 0278-22-7565

提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法。）により提出することとし、
電送によるものは受け付けない。

(3) 選定・非選定通知

- ① 参加表明書等を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として 3～5 者程度選定する。ただし、同評価の提出者が 5 者を超えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りではない。技術提案書の提出者として選定した者には書面にて通知する。また、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を同じく書面をもって通知する。両通知とも分任契約職から通知するものとする。
- ② 上記①の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することにより、分任契約職に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- ③ 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日（休日を含む。）以内に、書面により行う。
- ④ 非選定理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。

受付場所：〒378-0051 群馬県沼田市上原町 1682 番地

独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所 総務課 藤井

電話 0278-24-5711 F A X 0278-22-7565

受付日時：9 時 00 分から 17 時 00 分まで

5. 技術提案書を特定するための基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。

なお、評価項目「実施方針・実施フロー・工程表その他」及び「評価テーマに関する技術提案」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価する。

【① 配置予定技術者の経験及び能力】

評価項目	評価の着目点		評価の ウェイト
	判断基準		
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等 (様式－２) 下記の順位で評価する。 ① 技術士 ② 土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）、 RCCM、コンクリート診断士 ③ 受注者又は発注者として同種業務又は類似業務をマネジメントした実務経験	① ５ ② ３ ③ ０
	専門技術力	業務執行技術力 (業務実績) (様式－２、３) 平成 26 年 4 月 1 日から本業務の参加表明書等の提出期限までに完了した同種業務又は類似業務について、下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績、同種業務をマネジメントした実務経験 ② 類似業務の実績、類似業務をマネジメントした実務経験 ③ ①②以外は選定しない 記載業務は 1 件とし、図面、写真等を引用する場合も含め 1 枚以内に記載する。	① ５ ② ３ ③ 選定しない
		業務執行技術力 (業務成績) 令和 2 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までに完了した業務のうち、機構発注業務の「設計業務」の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 79 点以上 ② 76 点以上 79 点未満 ③ 73 点以上 76 点未満 ④ 70 点以上 73 点未満 ⑤ 60 点以上 70 点未満 ⑥ 60 点未満 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務を除く。 なお、成績評定を受けた機構発注業務の実績がない場合には加点しない。	① 1 0 ② 8 ③ 6 ④ 4 ⑤ 2 ⑥ 選定しない
		業務執行技術力 (優良表彰) (様式－２) 機構発注の「土木関係建設コンサルタント業務」について、令和 3 年度から令和 6 年度までの優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 理事長表彰の実績あり ② 支社長等表彰の実績あり ③ 事業所長表彰の実績あり ④ 上記以外	① ５ ② ３ ③ １ ④ ０
	小計		2 5

【② 実施方針など（様式-9）】

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
実施方針・ 実施フロー・ 工程表その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	5
	なお、業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は特定しない。		特定しない
小計			25

【③ 評価テーマ（様式-11）】

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト
	判断基準			
技術提案 評価テーマに関する	評価テーマ	的確性	提案内容と与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	1 0
			着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理され、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	1 5
			業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	特定しない
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	1 5	
		提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。	1 0	
		業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	特定しない	
小計				5 0

【④ 参考見積（様式自由）】

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
参考見積	参考見積の妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積りを依頼する場合がある。	数値化しない

6. 技術提案書の留意事項

(1) 基本事項

① 技術提案書の無効

プロポーザルは、調査、検討、及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

② 業務量の目安

本業務の参考業務規模は 1,300 万円程度（税込み）を想定している。

③ 実施方針・実施フロー・工程表その他

本業務に対する実施方針、実施フロー、工程表その他事項の記載にあたっては、A4 判片面 1 ページで簡潔に記載すること。

④ 評価テーマ

本説明書「1. 業務の概要 (2) 業務内容」に示した評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障は無いが、本件のために作成した C G、詳細図面等を用いることは認めない。

記載にあたっては、A4 判片面 2 ページに記載すること。

(2) 作成方法

配付された様式（様式－1 1～様式－1 4）により作成するものとする。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和 7 年 1 月 24 日（金）17 時 00 分

提出場所：〒378-0051 群馬県沼田市上原町 1682 番地

独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所 総務課 藤井

電話 0278-24-5711 F A X 0278-22-7565

提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

(4) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧できる。

閲覧を希望する者は、事前に閲覧の申し込みを行うこと。なお、申し込みを行わない場合は、閲覧できない場合がある。

① 資 料 名：下久保ダムコンクリート健全度調査業務報告書（平成 28 年 3 月）

② 閲覧場所：独立行政法人水資源機構 下久保ダム管理所

③ 閲覧期間：公示日から技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日 9 時 00 分から 16 時 30 分まで

(5) ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。

① 実施方法：web 方式

② 実施日：令和 7 年 1 月 28 日（火）又は令和 7 年 1 月 29 日（水）

- ③ 開始時刻：後日連絡する。
- ④ 出席者：配置予定技術者
- ⑤ その他
 - 1) 上記②に示す実施日に配置予定技術者の都合が合わない場合は、令和7年1月14日（火）までに発注者と協議のうえ、可能な範囲で変更できるものとする。
 - 2) ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。
- (6) 特定・非特定通知
 - ① 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計が最上位であるものを1者特定する。技術提案書を特定した者には、書面にて通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を同じく書面をもって通知する。両通知とも分任契約職から通知するものとする。通知は令和7年2月4日（火）を予定している。
 - ② 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）することにより、分任契約職に対して非特定理由について説明を求めることができる。
 受付場所：〒378-0051 群馬県沼田市上原町 1682 番地
 独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所 総務課 藤井
 電話 0278-24-5711 F A X 0278-22-7565
 - ③ 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含む。）以内に、書面により行う。

7. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4用紙）により行うものとし、郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
 - ① 質問の受付期間
 - 1) 参加表明書等に係る質問
 令和6年12月12日（木）から令和6年12月20日（金）までの土曜日、日曜日を除く17時00分まで
 - 2) 技術提案に係る質問
 令和6年12月12日（木）から令和7年1月16日（木）までの土曜日、日曜日、祝日を除く17時00分まで
 - ② 提出先
 〒378-0051 群馬県沼田市上原町 1682 番地
 独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所 総務課 藤井
 電話 0278-24-5711 F A X 0278-22-7565
- (2) 質問に対する回答は、
 - 1) 参加表明書等の質問に対する回答は、受理した日から2日間以内（休日を含まない。）

2) 技術提案書の質問に対する回答は、受理した日から4日間以内（休日を含まない。）に質問者に対して電送で行うほか、以下のとおり閲覧に供する。

① 閲覧場所：7. (1)②の提出先に同じ

② 閲覧期間：回答日の翌日から技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く17時00分まで

8. 開札日等

開札は、沼田総合管理所にて、令和7年2月下旬以降を予定している。

なお予定価格は、技術提案書が特定された者から提出された参考見積に基づき、機構の積算基準に則り設定する。

9. 支払条件

(1) 前払金 請負代金額の30%以内

(2) 部分払 1回

10. その他の留意事項

(1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 同種業務又は類似業務の実績については、わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、わが国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

(3) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。上記の「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面において関連がある」とは、次の①又は②に該当することをいう。

① 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。

② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

(4) 提出期限までに参加表明書等を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定されなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。

(5) 参加表明書等及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(6) 参加表明書等及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書等及び技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。また、提出された参加表明書等及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則としてその参加表明書等及び技術提案書を無効とする。

- ・参加表明書等、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合

- ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
 - ・白紙である場合
 - ・説明書に指示された項目を満足していない場合
 - ・発注者名に誤りがある場合
 - ・発注案件名に誤りが有る場合
 - ・提出業者名に誤りが有る場合
 - ・その他未提出又は不備が有る場合
- (7) 提出された参加表明書等及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書等は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (8) 特定されなかった場合においても提出された技術提案書は返却しない。なお、提出された技術提案書は技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (9) 提出期限以降における参加表明書等及び技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書等及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (10) 本業務の主たる部分の再委託は認めない。
- (11) 特定された技術提案書の内容については、本業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。
- (12) 特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責めに帰すべき事由により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償請求を行うことができる。
- (13) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (14) 機構の成績評定要領に基づく業務成績以外は評価の対象としない。